

## マイナンバーカードのお知らせ

### ●未取得の方に申請書を再送しました

マイナンバーカード未取得の方へ、国からQRコード付きの申請書が順次送付されています。スマートフォンでQRコードを読み取れば、簡単にオンライン申請ができます。また、町民サービス課住民係・庶路支所では、交付申請用顔写真の撮影を行っていますので、送付された申請書を持参の上、ぜひご利用ください。

### ●休日窓口開設

確定申告受付日に休日申請窓口を開設します。  
**日時**／3月7日（日） 8：30～12：00  
 13：00～16：00  
**会場**／役場町民サービス課住民係窓口  
**申込**／実施1週間前までに、住民係へ電話で申し込みください。

### ●マイナポイント期間延長

マイナポイントの申し込みとお買い物・チャージの期限が9月末までに延長されました。3月末までにマイナンバーカードを申請された方で、カード取得後にマイナポイントの申し込みをすると、キャッシュレス決済で使った額の25%分のマイナポイント（最大5,000円分）がもらえます。  
 ※マイナポイントは、3月末までにマイナンバーカード取得の申請をしなければ申し込みできません。また、マイナポイントの申し込みは、住民係と庶路支所でサポートを行っています。  
**問合せ先**／町民サービス課住民係 内線（514）

## 生き活き外出支援タクシー・町営バス補助券について

まだ使用していない「生き活きしらぬか外出支援タクシー・町営バス運賃補助券」はありませんか？

有効期限は令和3年3月31日までとなっていますので、交付を受けている方は、お忘れなくご利用ください。

また、交付対象になる方で運賃補助券の交付を受けていない方は、期限までに申請をしてください。

**交付対象者**／対象者には申請書を郵送しています。

**助成内容**／1枚100円のタクシー・町営バス運賃補助券を対象者1人につき年間60枚交付

**申請方法**／役場1階福祉課社会福祉係または庶路支所に障がいの程度が分かる書類（手帳等）、介護保険被保険者証、健康保険被保険者証、運転免許証返納証明書、印鑑を持参してください。

**問合せ先**／福祉課社会福祉係 内線（529）

## 町有地を無償提供します

町では、定住を促進するため町有地を無償提供しています。白糠町に新築を考えている方は、町内外関係なく申し込みできます。

提供している町有地は、西庶路朝日団地11区画と下庶路団地2区画です。申込方法などの詳細については、広報しらぬか2月号の9頁または町ホームページを確認してください。

**申込期限**／3月15日（月）まで

**ホームページ**／「白糠町 町有地」で検索

**問合せ先**／企画財政課契約管財係 内線（237）



## マイナンバーカードの健康保険証利用について

令和3年3月から一部の医療機関や薬局の窓口で、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、事前に「マイナポータル」から登録手続きが必要です。パソコン（ICカードリーダーが必要）かスマートフォンからマイナポータルにアクセスできます。

なお、現時点で町内でマイナンバーカードを保険証として利用できる医療機関・薬局はありませんが、順次拡大される予定です。

※マイナンバーカードに対応していない医療機関・薬局では、これまでと同じように保険証が必要です。マイナンバーカードを所持していても保険証は破棄しないでください。

**問合せ先**／フリーダイヤル ☎0120-95-0178